統計調査総合補償事業について

この補償事業は、総務省統計局が実施している各調査を対象として、

①調査活動をされる調査員（調査員に代わり調査を実施する指導員を含む。以下「統計調査員」という。）の皆様の調査活動中に発生した事故等に係る補償金（統計調査員自身の災害補償に関するものは除く。）

②統計調査員の安全確保のため統計調査員に同行される皆様（以下「調査員同行者」という。）に対し、調査同行中に発生した事故等に係る補償金

について、当センターが損害保険会社と保険契約を締結し、補償金を支給する事業です。補償対象の範囲は、当センターが保険会社と締結している保険契約の補償範囲となります。

なお、統計調査員や調査員同行者とも、保険のための掛金を負担する必要はありません。（調査員同行者は、あらかじめ登録された者に限ります。）

また、統計調査員が調査活動中に自動車（二輪・原動機付自転車を含みます。）を利用した場合の自動車事故については、損害賠償補償の対象とはなりません（7頁の統計調査総合補償事業 Q&A Q3参照）。

統計調査員の賠償事故の補償

1　補償の対象

(1)　統計調査員が調査活動中（自宅と担当地域の往復途上を含みます。以下、同じ。）において、調査活動に起因する偶然の事故により、他人の身体に傷害を負わせたり、他人の財物に損害を与えたこと等により、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金及び費用（訴訟費用など）の合計金額をお支払いします（調査員の監督下で調査員同行者が起こした偶然の事故も補償の対象となります。）。ただし、統計調査員の任命期間中に限ります。

(2)　具体的には、調査活動中の次のような事故が対象となります。

・統計調査員が、調査対象先を訪問中、誤って花瓶を落として割ってしまった。

・統計調査員が、調査対象先に自転車で移動中、誤って近所の子どもにケガをさせてしまった。

など

2　補償金額

(1)　補償内容

①　法律上の賠償責任に基づき被害者に支払うべき賠償金

②　被害者に対する応急手当、緊急処置などの費用

③　訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士費用

(2)　補償限度額

賠償対象	補償限度額
身体賠償	被害者１名あたり／　１事故あたり3,000万円限度 免責金額（自己負担額）1,000 円
財物賠償	１事故あたり 500 万円限度 免責金額（自己負担額）1,000 円

3　補償金が支払われない場合

(1)　航空機、船舶・自動車・原動機付自転車、銃器等の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任

(2)　統計調査員の故意による損害

(3)　地震、噴火又はこれらによる津波による損害賠償責任

(4)　統計調査員又は統計調査員の指図による暴行または殴打による損害賠償責任
(5)　統計調査員と同居する親族に対する損害賠償責任
(6)　心神喪失に起因する損害賠償責任
(7)　戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為※を除く。）などによる損害賠償責任
(8)　統計調査員が所有、使用又は管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任

など

※ テロ行為とは、政治的、社会的若しくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体、個人又はこれと連帯するものが、当該主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。

調査員同行者の災害事故の補償

1　補償の対象

(1)　調査員同行者が、統計調査員の調査活動に同行して担当調査地域を巡回中（自宅と担当調査地域の往復を含む。）に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガ*をされた場合に、下記２補償金額のとおり補償します。

＊ 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収したときに急激に生ずる中毒症状を含みます。（細菌性食中毒、ウイルス性食中毒も含みます。）。

＊ 保険期間の(責任)開始前・終了後の事故(傷害・損害)によるものは、保険金をお支払いできません。

(2)　具体的には調査同行中の次のような事故が対象になります。

・自動車、原動機付自転車、自転車等の乗り物に乗っているときのケガ
・上記乗り物にはねられたときのケガ
・犬やヘビに噛まれたときのケガ
・階段から落ちたときのケガ
・道路で転んだときのケガ
・暴漢に襲われたときのケガ
・玄関ドアに腕または指をはさまれたときのケガ
・その他、偶然な事故によるケガ

など

2　補償金額

保険金	補償内容	保険金額
死亡保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合は、保険金額の全額をお支払いします。すでに、後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。	1,000万円
後遺障害保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、その程度に応じて、保険金額の3%～100%をお支払いします。	1,000万円（30万円～1,000万円）
入院保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、平常の業務または生活ができなくなり、かつ、入院（入院に準じた状態を含みます。）して医師の治療を受けた場合、事故の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。	3,600円／日額
手術保険金	入院保険金をお支払いする場合で、事故の日からその日を含めて180日以内に、そのケガの治療のために所定の手術を受けた場合、入院保険金日額に所定の倍率(10倍、20倍または40倍)を乗じた金額をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術に限ります。	入院保険金日額の10倍、20倍、40倍
通院保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、平常の業務または生活に支障が生じ、かつ、通院（往診を含みます。）して医師の治療を受けた場合、事故の日から、その日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日	2,400円／日額

	につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、平常の業務または生活に支障がない程度に回復したとき以降の通院は、お支払いの対象になりません。また、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。	

※死亡保険金は、その事故の発生した保険年度と同一の保険年度に発生した事故によるケガに対して、既に後遺障害保険金をお支払している場合は、その金額を差し引いてお支払します。

3　補償金が支払われない場合

(1)　調査員同行者の故意による事故
(2)　地震、噴火またはこれらによる津波による事故
(3)　自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故
(4)　無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれのある状態での運転による事故
(5)　脳疾患、疾病、心神喪失による事故
(6)　妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置によるもの
(7)　戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為※を除きます。）、核燃料物質などによるもの
(8)　頸部症候群（むちうち症）、腰痛などで医学的他覚所見のないもの
など

※ テロ行為とは、政治的、社会的若しくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体、個人又はこれと連帯するものが、当該主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。

事故発生時の手続

補償の事務に係る手続きの流れは、以下のとおりです。

1　**統計調査員又は調査員同行者**
当センターのホームページに掲載しています「統計調査事故報告書（以下「事故報告書」という。）」を印刷（※）し、所定の事項を記入して、都道府県又は市区町村の調査担当者に確認依頼を行います。

※ 事故報告書 PDF ／ EXCEL

⇩

2　**都道府県又は市区町村**
調査担当者は、「事故報告書」の記入内容を確認した上、記名・捺印します。

⇩

3　**統計調査員又は調査員同行者**
「事故報告書」の写しを当センター宛てにメールで送付します。
hosyou(at)sinfonica.or.jp
※(at) は @ に置き換えて下さい。

⇩

4　**公益財団法人統計情報研究開発センター**
事故査定担当者(損害保険会社に委託)は、補償金等請求書類を統計調査員又は調査員同行者に送付します。必要に応じて、統計調査員又は調査員同行者に電話等で確認(審査)を行います。

⇩

5　**統計調査員又は調査員同行者**
補償金等請求書類に必要事項を記入し、事故査定担当者に送付します。

⇩

6　**公益財団法人統計情報研究開発センター**
事故査定担当者より、統計調査員又は調査員同行者の指定銀行口座に補償金が振込まれます。

補償金請求に係る留意点

事故が発生した後の補償金等の請求の手続きについては、原則として、統計調査員又は調査員同行者と当センターで行うこととなりますが、都道府県又は市区町村の調査担当者は、統計調査員又は調査員同行者からの照会等に備え、以下の点に留意してください。

1　統計調査事故報告書の提出時期について

「事故報告書」は、事故が発生した時点で、速やかに送付（提出）してください。事故発生の日から30日以内に送付（提出）がない場合、補償金が支払えないことがありますので留意願います。

例えば、後遺障害の症状が固定していない場合、入院又は通院が継続している場合、賠償事故で賠償額が確定していない場合等でも、「事故報告書」は、事故が発生した時点で、速やかに送付（提出）してください。

2　補償金請求書類について

統計調査員又は調査員同行者が、当センターの事故査定担当者(損害保険会社に委託)に提出する補償金請求書類は、次のとおりです。

統計調査員及び調査員同行者の
賠償事故の補償

種類＼災害内容	身体賠償	財物賠償
保険金請求書	◎	◎
示談書	◎	◎
診断書	◎	
治療費の領収書	◎	
損害物の写真		○
損害物の修理見積書		○

調査員同行者の災害補償

種類＼災害内容	死亡	後遺障害	入院・通院
傷害保険金請求書	◎	◎	◎
同意書(傷病調査)	◎	◎	◎
死亡診断書	◎		
診断書		◎	○
入院・通院申告書			○
戸籍謄本	◎		

◎は必須、○は場合により必須です。上記以外にも、場合により必要となる書類があります。

(注)

1. 賠償額の算出(示談)について
   相手方(被害者)と示談をされる前には、必ず事故査定担当者(損害保険会社)にご相談ください。事故査定担当者にご相談がないまま、相手方と示談金を決定された場合、補償金を全額お支払いできない場合がありますので、ご注意ください。示談交渉サービスは、含まれていません。
2. 補償金の振込みについて
   相手方(被害者)又は修理業者に直接補償金を振り込む場合には、保険金請求書の保険金支払指図書に、指定された口座を記入してください。

3　統計調査事故報告書　≪記入例≫

貴センターが本給付金請求に関する個人情報を支払の判断、本事業の履行、その他業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供又は登録することに同意します。

公益財団法人
統計情報研究開発センター

統 計 調 査 事 故 報 告 書

事故の形態 （該当する番号に○印を付けて下さい。）	1　統計調査員及び調査員同行者の賠償事故の補償	(2)　調査員同行者の災害事故の補償
事故にあった統計調査員又は調査員同行者	〒162-0000　（電話　03－　5273－××××　） （住所）東京都新宿区×××× （氏名）統計　太郎　（性別）(男)・女 （生年月日）明・大・(昭)・平　25年　1月　1日生 調査員同行者の方の場合には、調査員の氏名と担当調査区番号または担当調査区域の所在地を記入してください。 （氏名）統計　花子　［担当調査区番号又は担当調査区域の所在地］13553	
事故の概要　日　時	○○　年　4　月　10　日　13　時　00分頃	
事故の概要　場　所	東　京(都)道府県　市郡　新宿　(区)町村	
事故の概要　事故の原因 事故の状況・程度	統計調査に同行中、階段で足を踏みはずし、右足を捻挫、全治2週間	
治療に当たった医療機関	（医療機関名）新 宿 医 院　（治療医師名）新宿　太郎 （電話　03－　5273－××××　）	
賠償事故の場合の被害者	〒 （住所） （氏名）	（電話　－　－　）

上記の事故は、労働力　調査において、（調査活動中・(調査活動に同行中)）の事故であったことを認めます。

○○年　4月11日　(都)道　市　区　事故担当者

東　京　府　県　郡　町　村　東京　太郎　（印）

調査担当者連絡先　（電話　03－　5273－××××）

事故の原因等の記載例

（例）・統計調査に同行中、横断歩道にて自動車にはねられ右足を骨折。現在ギブスで固定し、○月下旬まで入院予定。

・調査活動中、調査世帯の玄関ガラスを破損。

（参考） 統計調査総合補償事業 Q&A（よくある質問）

Q1：「統計調査総合補償事業」では、統計調査員が調査活動中に転倒して自分のメガネを壊したような場合に、何らかの補償があるか？

Ａ ：「統計調査総合補償事業」は、他人の物を壊したことなどにより負担した損害賠償の補償と、調査員同行者の身体に係る被害を対象としているものであり、統計調査員自身の持ち物に対する補償はない。

Q2：「統計調査総合補償事業」の対象期間は、「統計調査員の任命期間中」となっているが、具体的にはいつからいつまでか？

Ａ ：この補償事業は、統計調査員であればその調査活動が、調査員同行者であれば同行が、安心して行えるよう設けられたものであるので、補償の対象期間は、統計調査員が担当調査区を巡回して実際に調査活動を行う期間としている。

＜統計調査員の賠償事故の補償＞

Q3：「統計調査員の賠償事故の補償」は、統計調査員が調査活動中に自動車を使用して加害事故を起こした場合に対象となるか？

Ａ ：調査活動中に自動車(二輪、原動機付自転車を含む。)を使用した場合の自動車事故については、損害賠償補償の対象となりません。ただし、この補償制度とは別に、「統計調査員の自動車事故対応諸費用給付金」がありますので、参照してください(9頁)。

Q4：統計調査員が調査活動中に自転車(運転免許を必要としない電動付自転車を含む。)を使用して加害事故を起こした場合、「統計調査員の賠償事故の補償」の対象になるか？

Ａ ：調査活動中に自転車で不慮に他人に傷害を加え、賠償責任が発生した場合、補償の対象となります。

Q5：「統計調査員の賠償事故の補償」でいう統計調査員には、指導員は含まれるか？

Ａ ：指導員が調査員に代わって調査票の配布や取集を行っているとき、又は統計調査員の調査活動への支援を行っているときに起こした賠償事故については補償の対象となります。